

有所諱而改姓

〔文德實錄〕^八齊衡三年八月丁酉、大學博士兼越中權守從五位上春日臣雄繼、賜姓大春日朝臣。
 〔日本書紀〕^{二十五}大化二年八月癸酉、詔曰、原夫天地陰陽、不使四時相亂、惟此天地、生乎萬物、萬物之內、人是最靈、最靈之間、聖爲人主、是以聖主天皇、則天御宇、思人獲所、暫不廢曾、而始王之名々、臣連伴造國造、分其品部、別彼名々、復以其民品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是爭競之訟、盈國充朝、終不見治、相亂彌盛、粵以始於今之御宇、天皇及臣連等、所有品部、宜悉皆罷爲國家民、其假借王名爲伴造、其襲據祖名爲臣連、斯等深不悟情、忽聞若是所宣、當思祖名所借滅、由是預宣、使聽知朕所懷、王者之兒、相續御宇、信知時帝與祖皇名、不可見忘於世、而以王名輕掛川野呼名、百姓誠可畏焉、凡王者之號、將隨日月遠流、祖子之名、可共天地長往、如是思故宣之、始於祖子、奉仕卿大夫、臣連伴造氏々人等、或本云、名王民、咸可聽聞。

〔古事記傳〕^{三十五}大かた名と云物は、貴さも賤きも、皆其人を美稱へたる方にて、名を呼は、其人を敬ひ賞る意なり、然るを後世になりては、人名を呼を無禮として、諱憚ること、なれるは、漢國の俗にならへるものなり、古の御世々々に、御名代を定置れしは、右に引る書紀の卷々にも見えたる如く、其御名を物に因せて、後世に廣くのこし賜はむとの御所爲なるを、此孝徳天皇の御世に、其御名を輕々しく呼ことを可畏しとして、是を罷られしは、漢意にして、古の御意とは、ウラフヘ反なり、

〔大勢三轉考〕^上抑昔天皇は、御名の絶なんことを悲しみ思ほして、御名代を置賜へるなれば、其御名の人民は更なり、山野に掛ても、萬代に傳はりゆかんと事ぞ大御心なりけんを、今^{二〇}大化は、そを畏しとして、廢止賜へるは、あはれ移れる代の狀ならずや、略中まかはあれど、この革政は、全く御名の上によりし事にはあらず、畢竟は加婆禰の舊弊を碎きて、新令の制度を行はん爲の事なるを、此御名は長くも天皇皇子の御上なれば、是を畏しとしてさし置れんには、こた